

令和6年度
事業計画書

社会福祉法人 下諏訪町社会福祉協議会

I 基本方針

近年、私たちを取り巻く地域社会は、少子高齢化、核家族化の進行や人口減少などにより社会構造が大きく変化しており、団塊の世代が75歳に達することを考えると、支援を必要とする高齢者、障がい者や生活困窮者等が増加することが予想され、それに伴う福祉サービスの充実が必須となっています。

制度の谷間にあって対応できない問題、住民の複雑多様なニーズも顕在化しており、その全てを公的な福祉サービスで対応することは不可能であり、地域や家庭、職場といった方々の生活領域における支え合いの重要性が叫ばれています。

こうしたライフスタイルの多様化に伴い、個人や世帯が抱える課題が複雑・複合化してきていることから、関係機関との連携による包括的支援体制の構築を図り、断らない相談支援に向けて、下諏訪町は本年度から重層的支援体制整備事業へ本格移行する年であります。当法人としましても、現在ある組織体制を改め、重層化（参加支援事業）がスムーズに出来るよう事業を進めてまいります。

また高齢化の進展により、医療や介護のニーズが更に高まる状況を見据え、在宅高齢者支援、介護予防、生活支援、認知症カフェなど各種施策を総合的に推進し、地域包括ケア体制の強化も図ってまいります。

下諏訪町社会福祉協議会では『さりげなく、ともに生きる！！「おもいやりの町、しもすわ」をめざして』をスローガンに掲げ、行政との連携強化及び住民主体の地域福祉の推進を図るとともに、地域に貢献するために設置されている法人であるという責務を果たしながら以下の事業に取り組んでまいります。

II 事業計画

社会福祉協議会の概要

1. 法人運営事業

- (1) 理事会
- (2) 評議員会
- (3) 評議員選任・解任委員会
- (4) 正副会長常務理事会
- (5) 決算監査
- (6) 上半期監査（中間監査）
- (7) 社協会費

・普通会費 1世帯 1,000円 ・特別会費 事業所 10,000円

2. 法人基盤の整備・強化

- (1) 経営基盤の強化、経営の透明性の確保
- (2) 自主財源の確保
- (3) 適切なサービス提供に向けた職員体制の確立
- (4) 職員の資質向上、役員・職員各種研修の実施

主な事業

1. 一般福祉事業に関すること

地域福祉の向上を目的としたイベント等の実施や情報発信の推進や、諏訪ブロックの社協との連携強化を推進します。

- (1) 諏訪郡社会福祉大会及び長野県社会福祉大会への参加
- (2) 諏訪ブロック社会福祉協議会事業への参加・協力とブロック内社協との連携強化
- (3) 広報紙「社協だより」の発行及び「チラシ」配布による社協活動啓発の推進
- (4) ホームページやSNSを活用した社協活動啓発の推進及び情報公開
- (5) 住民参加による地域福祉活動の推進
- (6) 地域福祉活動事業のための助成
- (7) 結婚相談事業の推進
- (8) 共同募金運動及び配分金事業
 - ア 世帯及び事業所からの募金の推進及び増強活動
 - イ 効率的な適正配分の推進
 - ウ 安心・安全なまちづくり活動支援公募配分の促進
 - エ 災害援護金配分の交付

2. 重層的支援体制整備事業実施に対応した社協の体制整備に関すること

令和6年度から下諏訪町で、地域共生社会の実現に向けた重層的支援体制整備事業が始まります。社協では、包括的相談支援事業の「地域包括支援センター事業」、地域づくり事業の「生活支援体制整備事業」及び「参加支援事業」を受託することから、社協内の体制の見直しを図り、よりよい支援体制の構築を目指します。

(1) 福祉総合相談事業

属性や世代を問わず、包括的に相談を受け止めていくため、地域包括支援センター事業を軸として、介護に関する問題や生活課題全般など、あらゆる相談に応じ、各種ネットワークを通じて、専門職とともに対応していきます。

ア 下諏訪町地域包括支援センター事業（町委託事業）

- ① 包括的支援事業の実施
 - ・介護予防・日常生活支援総合事業
 - ・総合相談支援事業
 - ・権利擁護事業
 - ・包括的継続的ケアマネジメント事業
 - ・地域個別ケア会議
- ② 地域リハビリテーション活動支援事業の実施
 - ・ゆいまーるDE元気あっぷ
- ③ 地域介護予防活動支援事業の実施
 - ・にこっとげんき塾（スマホ塾）
- ④ 一般介護予防事業（外部委託・介護予防普及啓発）
 - ・外部事業者委託による通所型・訪問型一般介護予防事業
 - ・「楽楽ウォッチ(無線通信活動量計)」を活用した介護予防事業の実施（講座・イベントの開催）
 - ・楽楽スポットの増設の検討
 - ・介護保険証交付説明会・社協だよりでの周知啓発
 - ・YouTube社会福祉協議会公式チャンネル「オルニコットちゃんねる」の活用
- ⑤ 連絡調整活動
 - ・ケアマネジメント研究会
 - ・精神事例検討会

イ まいさぼ出張所業務の実施（長野県社協委託事業）

ウ 福祉資金貸付事業

- ① 生活福祉資金貸付事業の実施
- ② 生活保護費一時立替金貸付事業の実施

エ 基幹型在宅介護支援センター事業（町委託事業）

- ① 在宅介護支援センター連絡会の実施
（地域型在宅介護支援センターへのサポートと連絡調整）
- ② 実態把握、在宅介護等に関する相談・助言等
- ③ シルバーネット実態把握訪問の実施
- ④ 「ほっとカード」の活用（徘徊対策のための見守りカード）

オ 日常生活自立支援事業

- ① 福祉サービスの利用援助
- ② 金銭管理サービス
- ③ 書類等預かりサービス

カ 有償生活応援サービス事業

- ① 家事援助サービス
- ② 子育て支援サポートサービス
- ③ 金銭管理・財産保全サービス
- ④ ふとん乾燥・衛生サービス

(2) 生活支援体制整備事業（町委託事業）

生活支援コーディネーターを配置し、地域のニーズと資源の見える化、問題提起や関係者のネットワーク化、生活支援の担い手の養成やサービスの開発等を行います。第1層協議体を設置して、地域団体等と協議をします。

- ア 生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置
- イ 第1層協議体の開催
- ウ ご近所の輪事業の実施
- エ コミュニティスペースにこっこの利用
- オ 地域支え合い活動支援事業助成事業
- カ インターネットのサイト（生活支援情報）作成

(3) 参加支援事業（町委託事業）

狭間のニーズを抱えた当事者に対して、「参加」の機会を提供することを目的とした事業です。自分の居場所や役割、生きがいが見つけれられるよう、地域の協力者とともに推進します。

- ア 社会参加の場づくり及びマッチングの実施
- イ わくわくハンドメイド講座の実施
- ウ 食料支援に関する事業
 - ① 生活困窮者援助食糧物資支給事業の実施
 - ② フードパントリーの実施
 - ③ ファミマフードドライブへの協力

(4) 通所入浴（介助入浴）サービス事業

デイサービスや家庭浴・銭湯での入浴が困難な方への介助浴の提供

3. 認知症及び介護者支援に関すること

認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、認知症の正しい理解の普及、早期診断・早期対応の支援、本人及び家族への支援等に取り組みます。また、介護者同士が介護の悩みを話したり、情報交換をする場の提供を行います。

(1) 認知症地域支援・ケア向上推進事業（町委託事業）

認知症地域支援推進員を配置し、地域団体等との協議会に図りながら、地域で暮らす認知症の人とその家族を支える仕組みづくり等を行うとともに

に、また、認知症について気軽に語り合い、情報交換などができる場づくりを行います。

- ア 認知症地域支援推進員の配置
- イ 啓発のための冊子の活用・ワークショップの実施
- ウ 医療と介護の連携強化と地域における支援体制への協力
- エ 対応力向上研修の実施（専門職向け）
- オ 個別ケースの対応
- カ 認知症カフェの実施

(2) 認知症初期集中支援事業（町委託事業）

認知症の疑いがあるものの、適切な医療や介護サービスに繋がっていない場合や、症状が強く対応に困っている場合に、認知症初期集中支援チームが訪問し、必要な医療・介護サービスの情報提供や説明を行います。

- ア 認知症の人や家族等を訪問し、アセスメント、家族支援など早期診断・早期対応に向けた支援体制の構築と自立生活のサポート
- イ タブレットを活用した、ものわすれ相談の実施
- ウ 認知症サポート医の配置
- エ 下諏訪町オレンジネットワークへの協力
- オ 認知症普及啓発

(3) 認知症サポーター等養成事業（町委託事業）

認知症サポーター養成講座や、講師役となるキャラバンメイトのフォローアップ講座を実施します。

- ア 認知症サポーター養成講座の実施
- イ 認知症サポーターステップアップ講座の実施
- ウ キャラバンメイトフォローアップ講座の実施

(4) 家族介護者交流事業（町委託事業）

在宅で介護しているご家族が、介護者同士で悩みを話したり、情報交換をする交流会を実施します。

(5) 男性介護者のつどい事業

男性介護者特有の悩みなどを話せるよう、男性限定の交流会を実施します。

4. 移動及び買い物支援に関すること

移動や買い物に手助けが必要な方に対して、送迎等の支援を実施します。

(1) 買い物支援事業

買い物が不自由な状態にある方を対象に、商業施設への送迎バスを運行します。また、高齢者応援カードの提携店からの買い物物品の配達を実施

します。

ア ふれあい・にこにこ買い物ばす

イ 高齢者応援カードによる買い物配達サービス事業（町委託事業）

（２）湯めぐりばす事業

温泉地である下諏訪町の資源を活用し、町内の公衆浴場を巡るバスを運行して、入浴の機会を提供します。

（３）お墓まいりばす事業

一人ではお墓参りに行かれない方に、お盆やお彼岸の時期に、送迎等を通じて、お墓参りのお手伝いをします。

（４）福祉有償運送サービス事業（町委託事業）

車椅子で乗れる車を利用して、病院又は公共機関などに送迎を行います。

（５）福祉車両有償貸渡サービス事業

福祉車両（車いす移送車）の貸し出しを実施します。

５．介護予防、生きがい活動に関すること

社会的な孤立感を解消して、生きがいを持って生活できるよう、集いの場や健康教室を実施します。

（１）ふれあい・いきいきサロン事業

なかなか外へ出る機会が少なくなりがちな高齢者や障がい者が身近な会場に集い、高齢者等の閉じこもり予防や生きがい活動、仲間づくりを行います。

（２）みにみに・でいさーびす事業

独り暮らし、高齢者二人世帯の方の、とじこもり予防事業として、集いの場を実施します。

（３）けんこう男塾

男性の健康づくりや男性同士の仲間づくりの場として、男性限定の健康教室を実施します。

（４）にこにこ談笑会（昼食会）事業

「楽しい談笑会」（楽しい会食）で仲間づくりと孤独感の解消をします。また、新型コロナウイルス感染症予防のために中止していた、飲食について、再開の有無について、考えていきます。

６．ボランティア活動及び福祉教育に関すること

ボランティア活動を始めるきっかけ作りや、参加しやすい場作りを行います。また、各学校で実施される福祉学習の支援をして、福祉教育の推進に努めます。

(1) ボランティア活動推進事業

ボランティア活動への住民の関心を高めるための講座の実施や、活動にあたって必要な援助を行います。

- ア ボランティアコーディネーターの配置
- イ ボランティア活動推進会議の開催
- ウ ボランティアグループ及び個人ボランティアの育成、啓発活動の推進
- エ ボランティア活動保険の加入促進
- オ 夏のボランティア体験「サマーちゃれんじ」の実施

(2) 災害ボランティア活動推進事業

災害時の県内外からのボランティアの受け入れ窓口となる、災害ボランティアセンターの設置をします。また、事前登録を推進して、災害時に速やかに活動できる体制を目指します。

- ア 長野県内社協災害時相互応援協定・諏訪地域広域市町村圏内災害時の諏訪ブロック社協相互応援協定による応援
- イ 諏訪ブロック内社会福祉協議会と公益社団法人諏訪圏青年会議所との災害時における協力に関する協定による連携
- ウ 地区単位での組織化の推進
- エ 災害救援ボランティアセンターの設置訓練の実施
- オ 災害ボランティアセンター設置マニュアルの見直し
- カ 災害ボランティアの事前登録の推進

(3) 福祉教育推進事業

町内の学校と協力・支援をして、福祉教育の推進を図ります。また、総合的な学習等の時間で、福祉体験学習などの支援を行います。

- ア 社会福祉普及校指定事業の実施
- イ 総合的な学習の時間での授業協力
- ウ 福祉用具及び太鼓等貸与事業

7. ひとり親家庭の支援に関すること

ひとり親家庭に対して、夏休み、冬休みなどを利用した交流事業の企画や、入学時や卒業時に記念品を進呈して激励を行います。

(1) ひとり親家庭応援事業

- ア ひとり親家庭児童の激励事業
- イ 子育て支援交流事業

8. 指定管理に関すること

(1) 老人福祉センターの管理・運営事業（下諏訪町指定管理施設）

高齢者の生きがいをづくり、介護予防の拠点として、多くの住民の方々に親しめる施設としての運営・管理を行います。

ア 老人福祉センターの管理業務

- ① 月曜日から土曜日までの部屋・浴場の利用貸出し業務
- ② 日曜日・祝日の部屋の利用貸出し業務

イ 一般介護予防事業（地域活動支援）

- ① 直子のワンポイント体操
- ② 自主的介護予防事業「毎日元気塾」（カラオケ体操）

(1) 運動指導士の講座

ウ セせらぎ広場・せせらぎの間・なつかしのコーナーの設置

エ 高齢者送迎サービスの受託

オ 公衆浴場業務

カ 自衛消防訓練の実施

キ 災害時用品の整備及び備蓄

9. 在宅福祉サービスに関すること

(1) 介護保険事業

介護保険事業は、民間の事業所の参入も多くありますが、社会福祉協議会が介護保険事業に取り組む意義は、介護以外にも重複した課題を抱えた対応困難な事例や、採算性などで民間ではなかなか対応が難しいケース等などに、長年事業に携わってきた経験と、地域の社会福祉法人としての視点で解決に取り組み、また、その事業収益が地域の福祉の推進に還元されることにあります。

ア 居宅介護支援事業

介護を必要とする方は、最初に介護支援専門員（ケアマネジャー）を選択し、担当専門員がすべてのサービスの窓口として介護サービス計画（ケアプラン）を立て、利用者と各サービス事業所との連絡調整役を行います。

- ① 居宅介護サービス計画の作成
- ② 介護予防サービス計画の作成
- ③ 介護者がつながる・ほっとする場「茶話会」の実施

イ 訪問介護サービス事業

- ① 身体介護
- ② 生活援助
- ③ 身体生活

④ 訪問型サービス

(2) 在宅高齢者サポート事業（上乘せホームヘルプサービス）

介護保険法で定められた上限額を超えるサービスが必要となる方へのヘルパー派遣を行います。

(3) 障がい者・障がい児福祉事業

障害者総合支援法に基づく福祉サービスのうち、居宅介護（ホームヘルプ）重度訪問介護、同行援護の3つのサービス、町独自のサービスとして移動支援を、障がい者自らがサービスを選択し、契約によりサービスを利用するものになります。

障がい福祉サービスを利用したいという方のために、具体的にどのような支援を受けたいかを聞き、それに合わせたプラン作成を行い、また、実際に利用してみて、その方に本当に合っているのか、今の状況に合った支援になるように調整を行っていきます。

ア 障害者総合支援法に基づく介護サービス事業

- ① 居宅介護（身体・知的・精神・発達障がい者(児)）
- ② 重度訪問介護
- ③ 同行援護

イ 町移動支援事業

ウ 指定特定相談支援事業、指定障害児相談支援事業

- ① 新規サービス等利用計画の作成
- ② モニタリング
- ③ 集中支援

エ 行政、医療機関、福祉サービス事業所との連携強化

オ 障がい者等外出支援事業

カ 障がい者相談事業

キ 障がい者社会活動促進事業の助成及び協力

ク 障がい理解の啓発

ケ 障がい者・就労支援の実施

10. その他

ア 民生児童福祉委員との連携

イ 豪雨災害・地震災害等義援金への協力

ウ 各種福祉関係団体・施設との連携

エ 下諏訪町社会福祉協議会キャラクター「オルニコットちゃん」の活用